# 家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

# 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した

# 個人事業者等向け

# 別冊

2020年11月19日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

# 目次

別冊 1.	給付要件にあてはまらないが給付の対象となる	
	可能性のある方(例外)	P.3
別冊 2.	給付に必要な書類が準備出来ない場合	P.21

# 別冊 1. 給付要件にあてはまらないが給付の対象となる可能性のある方(例外)

売上の減少を確認するにあたって、原則(【原則 2-2-1. 給付の対象となる方(一般)】) にあてはまらない方でも、以下にあてはまる方は、給付の対象となる場合があります。 た だし、原則の要件にあてはまる申請に比べて、確認に時間がかかることがあります。 また、資格・売上情報に関し必要な書類【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】が原則の場合の書類と異なります。

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 1/6 ページ

#### この例外について

2019年の業務委託契約等に基づく売上を確認するために添付する書類として、2019年分の確定申告書類の控えを提出できない方において、2019年分の確定申告書類のかわりに、以下の書類を添付していただきます。

- ※ 2019 年分の確定申告書を税務署に提出されている方は、【原則 3-4. 資格情報】にしたがって、申請を行ってください。
  - 2019 年分の確定申告の義務が無いなどで、2019 年分の確定申告書類を提出できない方は、2019 年の年間収入として、住民税の申告書の「収入金額等」の「雑 その他」および「給与」欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」を、申請にもちいることができます。
  - 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいてまだ確定申告を完了していない、住民税の申告期限が猶予されているなどの理由により、2019年分の確定申告や2019年分の住民税の申告を行っていない方は、2018年分の確定申告書や2018年分の住民税の申告書の「収入金額等」の「雑その他」および「給与」欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」を、申請にもちいることができます。

• 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「給与」として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない方は、「家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を、確定申告書に代わる書類として申請にもちいることができます。

ただし、以下の場合に限ります。

- ① 「**給与**」を 1 か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が 20 万円以下の場合
- ② 「**給与**」を 2 か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が 20 万円以下の場合

なお、確定申告義務がない場合であっても、その他の収入があり、各区分の 収入金額が給与収入よりも大きい場合には申請できません。

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少 の算定を行う例外 2/6 ページ

資格・売上情報に関し必要な書類(2019 年分の住民税の申告書類を添付される方) この例外を利用する場合、以下の書類を添付してください。 各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG でお願いします。

- (1) 2019 年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え(※1~2)【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1)(2)にかえて「図別冊 1-1 3 市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類]
- (2) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など 【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】(1)に同じ
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く)【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】などが必要です。

#### 資格・売上情報に関し必要な書類(2018年分の確定申告書類等を添付される方)

この例外を利用する場合、以下の書類を添付してください。各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNGでお願いします。

- (1) 2018 年分の確定申告書第一表の控え(1 枚) (※1) 【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1) にかえて
- (2) 受信通知(1枚) (e-Tax にて申告をおこなっている場合のみ) 【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(2) にかえて
- (3) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など (注意事項について、原則【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】に同じ)
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く)【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】などが必要です。

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少 の算定を行う例外 3/6ページ

資格・売上情報に関し必要な書類(2018年分の住民税の申告書類を添付される方) 2018年分の住民税の申告書類を添付される場合、以下の書類を添付してください。 各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG でお願いします。

- (1) 2018 年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え(※1~2) 【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1)(2)にかえて
- (2) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など 【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】(1)に同じ
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く) 【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付 書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】など が必要です。

#### 資格・売上情報に関し必要な書類(「家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及 び収入金額に係る申立書 | を添付される方)

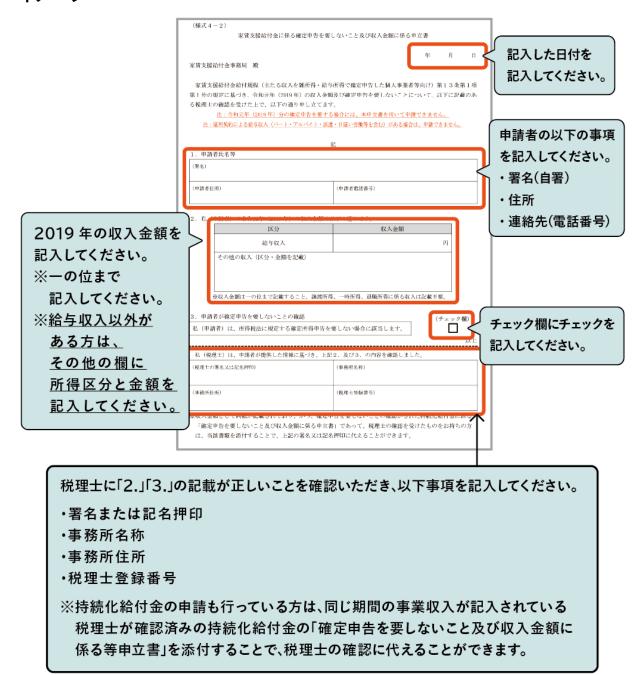
この例外を利用する場合、以下の書類を添付してください。 各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG でお願いします。

- (1) 家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書(※3~4) 【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1)(2)にかえて 「図別冊 1-1 1 家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る 申立書
- (2) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など 【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】(1)に同じ
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く) 【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付 書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】など が必要です。

- ※1 書類にマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。
- ※2 市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控えは、収受印が押印されていることをご確認ください。
- ※3 持続化給付金の申請も行っている方は、「家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」に加え、契約を締結した当事者の署名または記名押印がある、持続化給付金にかかる「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を追加で添付することで、税理士の署名または記名押印に代えることができます。
- ※4 「家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード)から入手し、必要事項を記載の上、記入した収入金額について税理士の確認を受けてください。

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 4/6 ページ

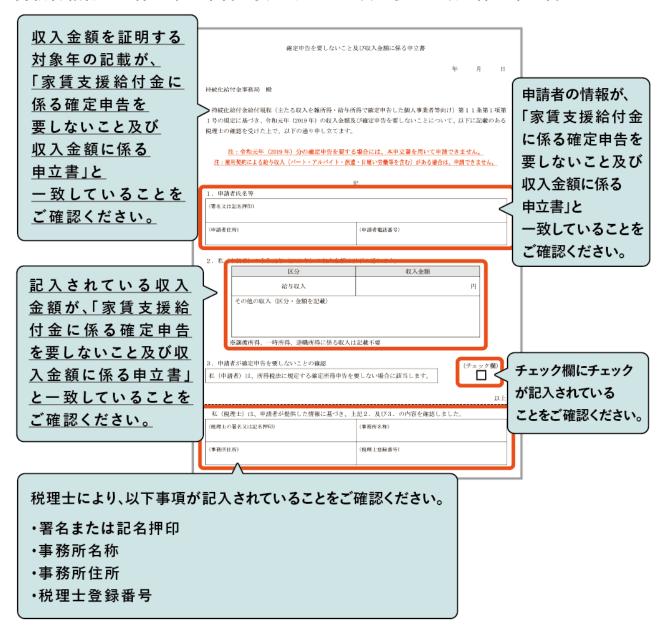
(様式 4-2) 家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書の イメージ



図別冊 1-1\_1 家賃支援給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少の算定を行う例外 5/6ページ

持続化給付金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書のイメージ



図別冊 1-1 2 確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書(持続化給付金)

2019 年分の確定申告書類でなく、他の書類をもって売上減少 の算定を行う例外 6/6ページ

# 市町村民税・特別区民税・ 都道府県民税の申告書類のイメージ



図別冊 1-1 3 市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類

# 2019 年新規開業特例 1/6 ページ

#### 2019 年新規開業特例について

2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間に開業された方については、2019 年の開業日から 2019 年 12 月 31 日までの間の業務委託契約等に基づく売上の月平均を、申請にもちいることができます。(※1)

※1 2019 年中に新規開業したものの、2019 年の売上が存在しない(0円である) 方は、【家賃支援給付金申請要領 個人事業者等向け 別冊】の 2020 年新規 開業特例を利用することができる場合があります。詳しくは、【家賃支援給付 金申請要領 個人事業者等向け 別冊 1-5. 例外⑤】をご確認ください。

# 2019 年新規開業特例 2/6 ページ

#### (例)2019年9月に開業 6月の売上を申請にもちいる場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	-	_	_	_	_	_	-	_	60	50	50	80

2019年の売上合計: 240万円

月平均の売上:60万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	40	35	20	_	-	-	-	_	1

月間売上20万円 2019年の平均売上に比べて50%以上減った

-----

#### 50%以上減っているかの算出例

2019年の売上平均×0.5(50%) = **(30万円** 

2020年の6月の売上 = 20万円

2020年 20万円 < 2019年 30万円

図別冊 1-2 1 2019 年新規開業特例を活用した売上要件の確認①

# 2019 年新規開業特例 3/6 ページ

#### (例)2019年9月に開業 5月から7月の売上を申請にもちいる場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月 1	2月
売上(万円)	-	_	_	_	-	_	_	_	60	50	50	80

2019年中の売上合計: 240万円

月平均の売上:60万円 3か月分売上:180万円

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	40	50	40	30	_	-	_	_	_

3か月売上120万円 2019年に比べて30%以上減った

.....

#### 30%以上減っているかの算出例

2019年の月の売上平均×3(3か月分)×0.7(70%) = **126万円** 

2020年の5月から7月の売上合計 = 120万円

2020年 120万円 < 2019年 126万円

図別冊 1-2 2 2019 年新規開業特例を活用した売上要件の確認②

# 2019 年新規開業特例 4/6 ページ

#### 資格・売上情報に関し必要な書類

2019 年新規開業特例を利用する場合、以下の書類を添付してください。 各データの保存形式は、PDF・JPG・JPEG・PNG でお願いします。

- (1) 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚) (※1)【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1) に同じ
- (2) 受信通知(1枚)

(e-Tax にて申告をおこなっている場合のみ)

【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】 (2) に同じ

- (3) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など 【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】 (1) に同じ
- (4) 以下の開業日などを示す書類のうち、いずれか一つ
  - 個人事業の開業・廃業等届出書(※2)[図別冊 1-2 3]
  - 事業開始等申告書などの地方公共団体への届出書(※3)[図別冊 1-2\_4]
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く)【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】などが必要です。

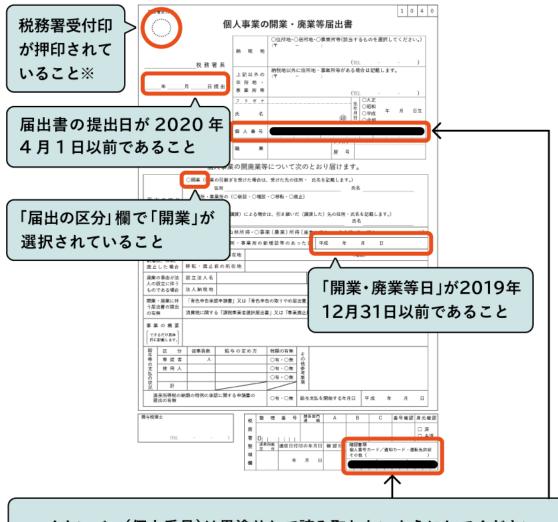
- ※1 確定申告書第一表に記載されているマイナンバー(個人番号)は黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。
- ※2 個人事業の開業・廃業等届出書を添付する場合、以下をご確認ください。
  - ① 税務署受付印が押印されていること(e-Tax を用いて提出した場合には、 受信通知(メール詳細)を添付していること)。
  - ② 「開業・廃業等日」欄において、開業日が 2019 年 12 月 31 日以前であり、かつ当該届出書の提出日が 2020 年 4 月 1 日以前であること。

また、個人事業の開業・廃業等届出書に記載されているマイナンバー (個人番号) は黒塗りし、読み取れないようにしてから提出してください。

- ※3 事業開始等申告書などの地方公共団体への届出書を添付する場合、以下をご確認ください(なお、お住まいの自治体によって、書類の名称が異なる場合があります)。
  - ① 開業日(開始日)が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であること。
  - ② 受付印などが押印されていること。

## 2019 年新規開業特例 5/6 ページ

#### 個人事業の開業・廃業等 届出書のイメージ

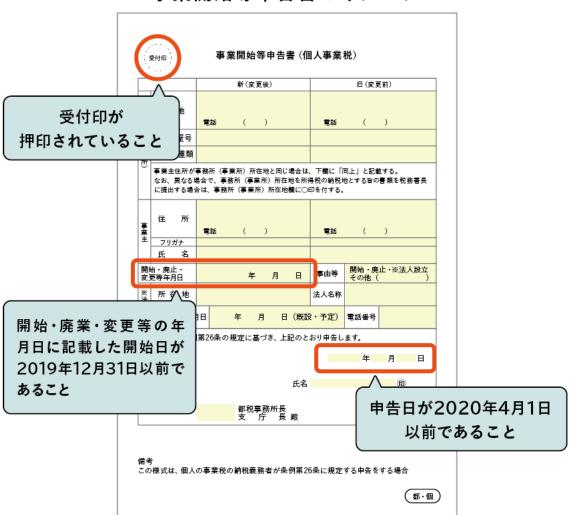


マイナンバー(個人番号)は黒塗りして読み取れないようにしてください。 また、書類内の「税務署整理欄」にもマイナンバー(個人番号)が記載 されていることがありますので、こちらも黒塗りして読み取れないように してください。

※e-Taxを用いて提出した場合には、受信通知(メール詳細)を添付することで、 押印に代えることができます。

図別冊 1-2 3 個人事業の開業・廃業等届出書

# 2019 年新規開業特例 6/6 ページ



事業開始等申告書のイメージ

図別冊 1-2 4 事業開始等申告書などの地方公共団体への届出書

## 別冊 1-3. 例外③

# 罹災(りさい)特例(罹災の影響を受けた方)1/2ページ

#### 罹災特例について

災害の影響を受けて、本来よりも 2019 年の業務委託契約等に基づく売上などが減っており、2018 年または 2019 年に発行された罹災証明書などをもつ方は、申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間と罹災した年の前年の月平均の業務委託契約等に基づく売上を申請にもちいることが可能です。

#### 資格・売上情報に関し必要な書類

罹災特例を利用する場合、以下の書類を添付してください。

(1) 罹災証明書などを受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え (※1)

【原則 3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】(1)(2)にかえて

- (2) 申請にもちいる業務委託契約等に基づく売上が減った月・期間の売上台帳など 【原則 3-5. 売上情報/3-5-3. 添付書類】(1)に同じ
- (3) 罹災証明書など(ただし発行年は、2018年または2019年のものに限ります)[図別冊1-3\_1罹災証明書など]
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類(上記除く)【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と賃貸借契約に関する書類【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】が必要です。
  - ※1 確定申告書第一表に記載されているマイナンバー(個人番号)は黒塗りし、 読み取れないようにしてから提出してください。

# 別冊 1-3. 例外③

# 罹災(りさい)特例(罹災の影響を受けた方)2/2ページ

#### 整理番号 罹災証明申請書 令和 日 ○○区長 あて 日付は2018年または 申請者 住所: 2019年発行のもの 氏名: 電話番号: ※ 電話番号は、昼間の連絡先をご記入ください。 証明書の使用目的 証明書の提出先と必要枚数 枚 枚 枚 枚 合計 罹災の内容 (具体的にお書きください。) ※備考 ※は記入しないで下さい。 なお、区の他の部署から求めがあった場合。上記災害等に係る個人 情報を提供することについて、予め同意します。

#### 罹災証明書などのイメージ

※ 罹災(りさい)証明書の名称は、各自治体に より異なる場合があります。

図別冊 1-3 1 罹災証明書など

# 別冊 2. 給付に必要な書類が準備出来ない場合

賃貸借契約ではない契約によって土地または建物を使用・収益している場合や、申請に必要な書類がない場合であっても、以下に該当する場合には、例外として申請をおこなうことができます。

ただし、例外の申請内容の確認には時間を要する場合があります。

また、賃貸借契約関係を確認するために添付する書類【原則 3-6.賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】が、原則の場合と異なります。

なお、以下の例外は、組み合わせて利用することも可能です。

# 賃貸借契約書上の賃貸人(かしぬし)の名義と現在の賃貸人 (かしぬし)の名義が異なる場合

現在の賃貸人(かしぬし)が、賃貸借契約書に記載の賃貸人(かしぬし)などの名義と 異なる場合の例外です。以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の写し
  - 【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に同じ
- (2) 賃貸借契約等証明書(契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合)
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- ※ 賃貸借契約等証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード)か ら入手してください。

なお、賃貸人(かしぬし)と連絡が取れないなどにより、賃貸人(かしぬし)に署名または記名・押印をいただくことが難しい場合、管理会社などの署名または記名・押印で代替することができます。ただし、賃貸借契約書に記載された管理会社などに変更がない場合に限ります。

※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

(様式5-1)

#### 賃貸借契約等証明書 (契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合)

(物件の所在地)
(物件の名称)
上記の物件について、下記の者は提出した賃貸借契約書等の書類上、賃貸人等となっておりませんが、現在はこの者が正当な賃貸人等であり、この者と申請者との間には、上記物件に関する賃貸借契約等が存在することを証明します。
(現在の賃貸人等)
西暦
<u></u>
<u>会社名または名称</u> <u>会社名または名称</u>
代表者職・氏名
<u>電話番号</u>
メールアドレス
【賃借人等(申請者) 自署 欄】
西曆
住
会社名または名称
代表者職・氏名
電話番号
メールアドレス

図別冊 2-1 1 賃貸借契約等証明書(契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異な る場合)

申請者が賃貸借契約書の賃借人(かりぬし)等の名義と異なる場合

申請者の名義が、賃貸借契約書に記載の賃借人(かりぬし)などの名義と異なる場合の 例外です。以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の写し
  - 【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に同じ
- (2) 賃貸借契約等証明書(契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合)
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- ※ 賃貸借契約等証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード) から入手してください。

なお、賃貸人(かしぬし)と連絡が取れないなどにより、賃貸人(かしぬし)に署名または記名・押印をいただくことが難しい場合、管理会社などの署名または記名・押印で代替することができます。ただし、賃貸借契約書に記載された管理会社などに変更がない場合に限ります。

※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

(様式5-2)

#### 賃貸借契約等証明書 (契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合)

(物件の所在地)
(物件の名称)
上記の物件について、提出した賃貸借契約書等の書類上、申請人は賃借人等となっておりませんが、これは下記の理由によるものであり、申請人が正当な賃借人等であることを証明します。
(賃貸借契約書等の書類上の賃借人等の名義が申請者と異なっている理由)
【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】
西暦月日
住 所
会社名または名称
代表者職・氏名
電話番号
メールアドレス
【賃借人等(申請者) 自署 欄】
西暦月日
住 所
会社名または名称
代表者職・氏名
電話番号
メールアドレス

図別冊 2-2\_1 賃貸借契約等証明書(契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合)

#### 別冊 2-3. 例外③

2020年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合 1/2ページ

申請の対象となる賃貸借契約は、2020 年 3 月 31 日と申請日の両方において有効であることが必要ですが、**契約を更新し、延長している場合**など、**契約が有効であることが、元の契約書を見てもわからない場合**の例外です。以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の写し(2020年3月31日以前に契約を開始したもの) 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- (2) 以下のいずれかひとつ (※1)
  - 賃貸借契約を更新したことがわかる書類(例:更新覚書など)(※2・※3)
  - 賃貸借契約等証明書(契約書等の契約期間に 2020 年 3 月 31 日又は申請日 が含まれていない場合)
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- ※ 賃貸借契約等証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード) から入手してください。

なお、賃貸人(かしぬし)と連絡が取れないなどにより、賃貸人(かしぬし)に署名または記名・押印をいただくことが難しい場合、管理会社などの署名または記名・押印で代替することができます。ただし、賃貸借契約書に記載された管理会社などに変更がない場合に限ります。

※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

## 別冊 2-3. 例外③

2020年3月31日時点と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合 2/2ページ

※1 2020 年 3 月 31 日および申請日時点において契約が有効であることを確認するため、賃貸借契約書に自動更新に関する条項が記載されている場合であっても、賃貸借契約を更新したことがわかる書類を添付してください。 上記書類を準備することが困難である場合は、「賃貸借契約等証明書(契約書等の契約期間に 2020 年 3 月 31 日又は申請日が含まれていない場合)」を添付してください。

- ※2 **賃貸借契約を更新したことがわかる書類**とは、賃貸人(かしぬし)の署名または記名・押印がある以下の①~③の書類のいずれかを指します。
  - ① 更新覚書
  - ② 更新通知
  - ③ 請求書、領収書などの賃料債権の存在が確認できる書類

なお、賃貸借契約書に管理会社などが記載されている場合には管理会社など の署名または記名・押印があれば、賃貸人(かしぬし)の署名または記名・ 押印にかえることができます。

- ①更新覚書と②更新通知については、更新後の契約期間に 2020 年 3 月 31 日・申請日が含まれているものを提出してください。
- ③賃料債権の存在が確認できる書類については、直近の支払いに関するもの を提出してください。

賃貸借契約を更新したことがわかる書類が手元にない場合は、賃貸人(かしぬし)や管理会社などに再発行を依頼してください。

※3 賃貸借契約を更新したことがわかる書類として、※2 に記載の書類が用意できない場合には、2019 年度中(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間)に賃料を支払った実績がわかる書類( $1 \, r$  月分)を添付いただくことでも申請することができます。

(賃料の支払い実績を証明する書類)

- 銀行通帳の表紙の写しまたは通帳を開いた1, 2ページ目、および支払い 実績がわかる部分の写し
- 銀行取引明細書(振込明細書)
- その他書類(供託書、売上金・保証金等からの相殺のわかる書類等) ただし、内容の確認などに時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に 時間を要します。また、確認の結果、給付金の給付が出来ない場合がありま す。

なお、2019 年度中の支払い実績を添付した場合であっても、直前3か月間の 賃料の支払い実績を証明する書類は別途必要となります。

#### 賃貸借契約等証明書

(契約書等の契約期間に2020年3月31日又は申請日が含まれていない場合)

(物件の)	<b>斤在地)</b>						_
(物件の名	3称)						_
んが、実際	祭の契約期間	は下記の	oとおり <sup>、</sup>	であることを証明	します。		は明らかでありませ 含んでいない理由)
(契約期間	引)西暦	年	月	日 ~西暦	——年	月	
【賃貸人等	等 自署又は	 記名押印	欄】				
西曆_	年	月	目				
	住 所						
	会社名また	は名称					
	代表者職・	氏名					
	電話番号						
	メールアト	・レス					
_	等(申請者) 年		闌】				
	住 所						
	電話番号						
	メールアト	・レス					

図別冊 2-3\_1 賃貸借契約等証明書(契約書等の契約期間に 2020 年 3 月 31 日又は 申請日が含まれていない場合)

## 別冊 2-4. 例外4

# 2020年3月31日から申請日までの間に、引越しなどにより、新たな契約を締結した場合

2020 年 3 月 31 日から申請日までの間に、**引越し**をおこなうなど、**以前の契約を終了して新たな契約を締結した場合**の例外です。

以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の写し(2020年3月31日以前に契約を開始したもの) (例:引越し前の賃貸借契約書)
- (2) 申請日時点で有効な「賃貸借契約などを証明する書類」の写し (例:引越し後(2020年4月1日以降)の新たな賃貸借契約書、改定覚書など)
- (3) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

## 別冊 2-5. 例外⑤

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体 等によるガイドラインがある場合 1/2ページ

以下の2つに該当する場合の例外です。

- 賃貸借ではない形態によって、土地または建物を自らの事業のために使用・収益し、 そのための対価を金銭で支払う契約などをしている。(※1)
- 業界団体等による**ガイドラインがある**。(※2) 以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係等を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類(契約書、使用許可証など)の写し
- (2) (1) が、業界団体等によるガイドラインにのっとっていることを宣誓した書類 (※3)
- (3) 直前 3 か月間の対価の支払い実績を証明する書類 【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に類する
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

## 別冊 2-5. 例外(5)

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体 等によるガイドラインがある場合 2/2ページ

※1 その土地または建物を他人に転貸(又貸し)している場合など、**賃貸借契約** であっても給付額の算定の対象に含むことができないものは、この例外によっても同様に、算定の対象に含むことはできません。

▶詳細:原則 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約

※2 業界団体等が作成・提出し、事務局が給付業務において、賃料の算定の基礎 の確認などに用いるガイドラインです。提出されたガイドラインは順次、事 務局のホームページで公表していきます。

公表済みのガイドラインの内容や、今後のガイドラインの作成予定などは、 それぞれの業界団体等にお問い合わせください。

業界団体等の方で、ガイドラインの作成を検討される方は、家賃支援給付金ホームページの「業界団体等によるガイドライン」をご確認ください。

※3 対象のガイドラインに指定されている形式で、書類を作成してください。

## 別冊 2-6. 例外⑥

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体 等によるガイドラインもない場合 1/2 ページ

以下の2つに該当する場合の例外です。

- 賃貸借ではない形態によって、土地または建物を自らの事業のために使用・収益し (物を直接に利活用して利益・利便を得ること)、そのための対価を金銭で支払う契 約などをしている。(※1)
- 業界団体等によるガイドラインがない。 (※2) 以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係等を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借ではない形態の契約などを証明する書類(契約書、使用許可証など)の写し
- (2) (1) が、賃貸借契約に相当する契約であることを説明する書類
- (3) 直前 3 か月間の対価の支払い実績を証明する書類 【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に類する
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

## 別冊 2-6. 例外⑥

土地・建物を賃貸借ではない形態で契約していて、業界団体 等によるガイドラインもない場合 2/2 ページ

※1 その土地または建物を他人に転貸(又貸し)している場合など、**賃貸借契約** であっても給付額の算定の対象に含むことができないものは、この例外によっても同様に、算定の対象に含むことはできません。

▶詳細:原則 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約

※2 業界団体等が作成・提出し、事務局が給付業務において、賃料の算定の基礎 の確認などに用いるガイドラインです。提出されたガイドラインは順次、事 務局のホームページで公表していきます。

公表済みのガイドラインの内容や、今後のガイドラインの作成予定などは、 それぞれの業界団体等にお問い合わせください。

業界団体等の方で、ガイドラインの作成を検討される方は、家賃支援給付金ホームページの「業界団体等によるガイドライン」をご確認ください。

# 別冊 2-7. 例外⑦ 契約書が存在しない場合

契約書が存在しない場合の例外です。 以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約等証明書 (契約書等が存在しない場合)
- (2) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 【原則3-6.賃貸借契約情報/3-6-3.添付書類】に同じ
- ※ 賃貸借契約等証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード)から入手してください。
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

#### 賃貸借契約等証明書 (契約書等が存在しない場合)

(物件の所在地)			
(物件の名称)			
(契約期間) 西曆年_ ※賃貸借契約等法	月日 ~ 西 『更新されている場合は、更		
(賃料等)	円/月(税込)		
(共益費・管理費)	円/月(税込)	(合計)	円/月(税込)
以下の理由により書類は存在	しませんが、以上を内タ	容とする賃貸借契約	等の存在を証明します。
(賃貸借契約等を証する契約	]書等が存在しない理由)		
【賃貸人等 自署又は記名押	印欄】		
西暦年月_	目		
住 所			
会社名または名称	\$		
代表者職・氏名			
電話番号			
【賃借人等(申請者) 自署	欄】		
西暦年月_			
住 所			
会社名または名称	5		
代表者職・氏名			
メールアドレス			

図別冊 2-7\_1 賃貸借契約等証明書(契約書等が存在しない場合)

# 別冊 2-8. 例外⑧

# 申請日の3か月前までの期間の賃料の支払い実績を証明する 書類が存在しない場合

申請には、申請前の3か月間、賃料などを支払っている実績が必要ですが、支払いの実績 を証明する書類が添付できない場合でも、給付が受けられる例外です。 以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

- (1) 賃貸借契約書の写し【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に同じ
- (2) 支払実績証明書(※1・※2)
- ※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。
  - ※1 支払実績証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード)から入手してください。

なお、賃貸人(かしぬし)と連絡が取れないなどにより、賃貸人(かしぬし)に署名または記名・押印をいただくことが難しい場合、管理会社などの署名または記名・押印で代替することができます。ただし、賃貸借契約書に記載された管理会社などに変更がない場合に限ります。

- ▶詳細:原則 2-3-3. 給付額の算定根拠とならない契約
- ※2 複数月の賃料をまとめて支払った場合には、支払った年月日と金額に加え、 何月分の賃料かをご記入ください。

(様式1) 支払実績証明書 (物件の所在地) \_\_\_\_\_ (物件の名称) 複数の月の賃料をまとめて支払った (支払が行われた月及び賃料等) 場合には、支払った年月日と金額 に加え、(合計)欄の下に、 ①西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 何月分の賃料かをご記入ください。 \_\_\_\_\_\_円/月(税込) (賃料等) (合計) \_\_\_\_\_円/月(税込) (共益費・管理費) 円/月(税込) ②西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 (賃料等) \_\_\_\_\_円/月 (税込) (共益費・管理費) \_\_\_\_\_円/月(税込) (合計) \_\_\_\_円/月(税込) ③西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 (賃料等) \_\_\_\_\_円/月(税込) (共益費・管理費) \_\_\_\_\_\_円/月(税込) (合計) \_\_\_\_\_円/月(税込)

下記の理由により、振込明細書、領収書その他の賃料等を支払った事実を確認できる書類はありませんが、上記のとおり、賃借人等から賃貸人等に対して、賃料等の支払いが行われたことを証明します。

なお、本証明書は家賃支援給付金の申請に際して、家賃支援給付金事務局に対して上記事項を証明することを目的として作成したものです。

(書類が存在しない理由)

#### 図別冊 2-8 1 支払実績証明書 1/2

【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】	西暦	年	月	目
住 所				
会社名または名称				
代表者職・氏名				
電話番号				
メールアドレス				
【賃借人等(申請者) 自署 欄】	西暦	年	月	日
住 所				
会社名または名称				
代表者職・氏名				
電話番号				
<b>ノ</b> ールアドレフ				

図別冊 2-8\_1 支払実績証明書\_2/2

# 別冊 2-9. 例外9

申請日の3か月前までの期間に、賃貸人(かしぬし)から賃料の支払いの免除などを受けている場合 1/2ページ

申請には、申請前の3か月間、賃料などを支払っている実績が必要ですが、賃貸人(かしぬし)から賃料などの支払いの免除または猶予を受けている場合や、支払いを滞納している場合でも、給付が受けられる例外です。

ただし、この例外による場合は、**最低でも申請日から1か月以内にひと月分は賃料を支払っていることが必要**となります。

以下の書類を添付してください。

#### 賃貸借契約関係を確認するために必要な書類

(1) 賃貸借契約書の写し

【原則 3-6. 賃貸借契約情報/3-6-3. 添付書類】に同じ

- (2) 申請日から最低1か月以内にひと月分の賃料を支払ったことを確認できる銀行通帳の写し、銀行取引明細書(振込明細書)、賃貸人(かしぬし)からの領収書(※1)
- (3) 以下のいずれかひとつ
  - 申請日の3か月前までの期間に、賃料の支払いの免除もしくは猶予をうけてい たことを証明する書類
  - 支払免除等証明書
- ※ 支払免除等証明書の様式は、家賃支援給付金ホームページ(資料ダウンロード)から 入手してください。

なお、賃貸人(かしぬし)と連絡が取れないなどにより、賃貸人(かしぬし)に署名 または記名・押印をいただくことが難しい場合、管理会社などの署名または記名・押 印で代替することができます。ただし、賃貸借契約書に記載された管理会社などに変 更がない場合に限ります。

※ これらに加えて、別途、資格に関する書類【3-4. 資格情報/3-4-3. 添付書類】と売上に関する書類【原則 3-5. 売上情報/原則 3-5-3. 添付書類】などが必要です。

#### 支払免除等証明書

(物件の原	所在地)_							_		
(物件の名	<b>名称)</b>							_		
(支払の分	色除等が行	われたり	月及び賃料等	<b>等</b> )						
①西暦	年	_月分	(免除・猶	予の事前	合意・猶予のi	追認)	※いずオ	1かを○'	で囲んでく	ださい
(賃料等)			円/月	(税込)						
(共益費	• 管理費)		円/月	(税込)	(合計)			_円/月	(税込)	
②西暦	年	_月分	(免除・猶	予の事前	合意・猶予のi	直認)	※いずオ	<b>℩かを○</b> `	で囲んでく	ださい
(賃料等)			円/月	(税込)						
(共益費	· 管理費)		円/月	(税込)	(合計)			_円/月	(税込)	
	99、資料  等 自署又に				ることに合意し 					
【貝貝八₹								л	₽	
【賃借人等	等(申請者	·) 自署	∵欄】		西	「暦	年	月_	日	
	住 所	<u> </u>								
	<u>会社名ま</u>	たは名和	<b></b>							
	代表者職	・氏名								
	電話番号	•								
	メールア	ドレス								

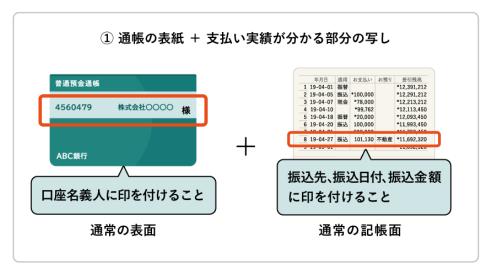
図別冊 2-9\_1 支払免除等証明書

# 別冊 2-9. 例外9

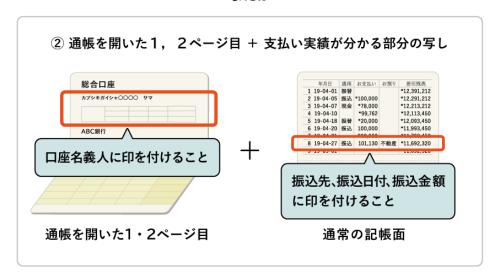
申請日の3か月前までの期間に、賃貸人(かしぬし)から賃 料の支払いの免除などを受けている場合 2/2ページ

- ※1 以下に注意の上、申請日から最低1か月以内にひと月分の賃料を支払ったこ とを確認できる書類を添付してください。
  - 電子通帳や当座口座などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳など の画面などの画像を添付してください。
  - 該当する振込がわかるよう対象箇所に印をつけてください。
  - 口座名義人・振込先・振込金額がわかるようにスキャンまたは撮影して ください。

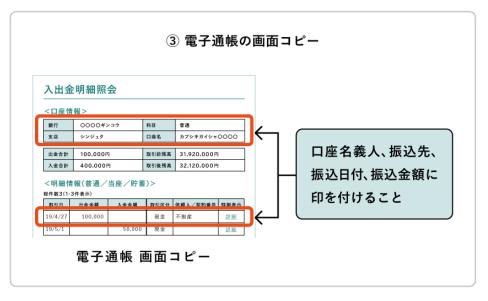
#### <u>以下の組み合わせ①~③のうち、</u> いずれかの組み合わせを添付してください



または



または



図別冊 2-9 2 賃料などを支払ったことを証明する書類